

〈配布先〉

旭川方面本部地域課
旭川方面各警察署

交通安全情報

令和2年度 第3号

旭本交第3177号
令和2年10月26日
旭川方面本部交通課
規 制 係

浜頓別町(国道275号)に道内に2例目となる「環状交差点(ラウンドアバウト)」ができました。旭川市にはロータリー交差点がありますが、通行方法には違いがあり、以下記載のとおり通行方法等が定められていますので十分注意して下さい。



環状交差点とは (道路交通法第4条第3項)
(ラウンドアバウト)

車両の通行する部分が環状の交差点であって、道路標識により車両がその部分を右回り(時計回り)に通行することが指定されているもの

※ ロータリー交差点

同様の交差点で一時停止や信号機があるものや2車線以上の道路で構成されるもの(旭川・釧路ロータリー)

①環状交差点における左折等

車両は環状交差点を通行する(環状交差点において左折し、右折し、直進し、又は転回する)ときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、できる限り環状交差点の側端に沿って右回りに徐行しなければならない。

②環状交差点内の車両等への進行妨害の禁止

車両等は、環状交差点内を通行する車両等の進行を妨害してはならない。また、環状交差点に入ろうとするときは、徐行しなければならない。



※日本でも最北の環状交差点
積雪による障害には注意しま
しょう



注意

③環状交差点の安全進行義務

車両等は、環状交差点に入ろうとするとき、および環状交差点内を通行するときは、その環状交差点の状況に応じ

- ◎環状交差点に入ろうとする車両等、
- ◎環状交差点内を通行する車両等、
- ◎環状交差点またはその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。

④合図の開始

環状交差点での合図は、それぞれの行為により次に定める時期に開始し、その行為が終わるまで継続するものとする。

環状交差点を出るときの合図は、その行為をしようとする地点の直前の出口の側方を通過したとき(ただし、環状交差点に入った直後の出口を出る場合にあつては、環状交差点に入ったとき)。